

道路使用許可申請手続における一括受付制度

道路使用許可と道路占用許可の両方が必要となる場合には、各申請書を交通管理者（所轄警察署長又は高速道路交通警察隊長）か道路管理者（国道は国土交通省、県道は県土木事務所、市町村道は各市町村自治体）のどちらか一方の窓口に一括して提出することができます。ただし、申請書の訂正、添付書類の不備等がある場合は、改めて窓口（交通管理者又は道路管理者の窓口）にお越しいただく場合があります。

なお、道路使用許可の申請に関するお問い合わせは交通管理者に、道路占用許可の申請等に関するお問い合わせについては道路管理者に、それぞれお問い合わせいただくようお願いします。

< 手続きの流れ >

（申請者）

道路使用許可申請書 2 部
道路占用許可申請書 1 部（複写式）

交通管理者又は道路管理者のいずれか一方に
提出すればよいことになっています。

申請書の送付

（道路管理者）



○道路使用許可申請書



○道路占用許可申請書



（交通管理者）



※ 提出する道路使用許可申請書 2 部のうちの 1 部には、宮崎県収入証紙
(2,400円分)を貼って提出してください。

【担当部局】

宮崎県警察本部 交通規制課
電話0985-31-0110（担当：企画係）